



島根県報

平成28年6月24日（金）

号外 第 128 号

（毎週火・金曜日発行）

<http://www.pref.shimane.lg.jp/>

目 次

【条 例】

議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例の一部を改正する 条例	（人 事 課）	5
島根県議会議員及び島根県知事の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例 の一部を改正する条例	（市 町 村 課）	6
島根県立島根県民会館条例の一部を改正する条例	（文 化 国 際 課）	7
島根県児童福祉施設の設備及び運営に関する基準を定める条例及び島根県幼保連 携型認定こども園の学級の編制、職員、設備及び運営に関する基準を定める条例 の一部を改正する条例	（子 ども ・ 子 育 て 支 援 課）	9
知事の権限に属する事務の処理の特例に関する条例の一部を改正する条例	（農 業 経 営 課）	10
島根県公営企業の設置等に関する条例の一部を改正する条例	（企 業 局 総 務 課）	12

公布された条例等のあらまし

◇議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例の一部を改正する条例（条例第39号）

1 条例の概要

傷病補償年金又は休業補償と厚生年金保険法の規定による障害厚生年金との調整の規定を整備することとした。

（附則第5条関係）

2 施行期日

公布の日から施行することとした。

◇島根県議会議員及び島根県知事の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例の一部を改正する条例（条例第40号）

1 条例の概要

公職選挙法施行令の改正に準じて、公費負担の限度額を引き上げることとした。

(1) 選挙運動用自動車の使用に係る公費負担の限度額（第4条関係）

区 分	改正前	改正後
一般運送契約以外の契約	1日当たり	1日当たり
自動車借入契約	15,300円	15,800円
燃料供給契約	7,350円	7,560円

(2) ビラの作成に係る公費負担の限度額（第8条関係）

区 分	改正前	改正後
ビラの作成枚数が5万枚以下である場合	1枚当たり 7円30銭	1枚当たり 7円51銭
ビラの作成枚数が5万枚を超える場合	1枚当たり 365,000円と4円88銭にその5万枚を超える枚数を乗じて得た金額との合計金額を当該ビラの作成枚数で除して得た金額	1枚当たり 375,500円と5円2銭にその5万枚を超える枚数を乗じて得た金額との合計金額を当該ビラの作成枚数で除して得た金額

(3) ポスターの作成に係る公費負担の限度額（第11条関係）

区 分	改正前	改正後
ポスター掲示場の数が500以下である場合	1枚当たり 510円48銭にポスター掲示場の数を乗じて得た金額に301,875円を加えた金額をポスター掲示場の数で除して得た金額	1枚当たり 525円6銭にポスター掲示場の数を乗じて得た金額に310,500円を加えた金額をポスター掲示場の数で除して得た金額
ポスター掲示場の数が500を超える場合	1枚当たり 26円73銭にその500を超える数を乗じて得た金額に557,115円を加えた金額をポスター掲示場の数で除して得た金額	1枚当たり 27円50銭にその500を超える数を乗じて得た金額に573,030円を加えた金額をポスター掲示場の数で除して得た金額

2 施行期日等

公布の日から施行し、同日以後にその期日を告示される選挙について適用することとした。

◇島根県立島根県民会館条例の一部を改正する条例（条例第41号）

1 条例の概要

(1) 施設の座席数及び面積の変更に伴い、利用料金に係る基準額を次のとおり改定することとした。（別表関係）

ア 大ホール

区 分	午前9時から 正午まで	午後1時から 午後5時まで	午後6時から 午後10時まで	午前9時から 午後5時まで	午後1時から 午後10時まで	午前9時から 午後10時まで
平日	円 32,260	円 43,020	円 53,780	円 64,530	円 86,040	円 107,560
土、日曜日及び休日	38,720	51,620	64,530	77,440	103,250	129,070

イ その他

種 別	午前9時から 正午まで	午後1時から 午後5時まで	午後6時から 午後10時まで	午前9時から 午後5時まで	午後1時から 午後10時まで	午前9時から 午後10時まで
202会議室	円 1,910	円 2,550	円 3,190	円 4,150	円 5,420	円 6,380
301会議室	6,330	8,440	10,550	13,720	17,940	21,100
302会議室	3,450	4,600	5,750	7,480	9,780	11,500
306会議室	3,160	4,220	5,270	6,860	8,970	10,550
307会議室	3,900	5,200	6,500	8,460	11,060	13,010

(2) 第3多目的ホールの利用料金に係る基準額を廃止することとした。(別表関係)

(3) 施設の利用料金に係る基準額を新設することとした。(別表関係)

種 別	午前9時から 正午まで	午後1時から 午後5時まで	午後6時から 午後10時まで	午前9時から 午後5時まで	午後1時から 午後10時まで	午前9時から 午後10時まで
203会議室	円 1,620	円 2,170	円 2,710	円 3,530	円 4,610	円 5,430

(4) 映写機の利用料金に係る基準額を改定することとした。(別表関係)

改 正 前		改 正 後	
1回1点につき	11,530円以内	1回1点につき	12,290円以内

2 施行期日

規則で定める日から施行することとした。

◇島根県児童福祉施設の設備及び運営に関する基準を定める条例及び島根県幼保連携型認定こども園の学級の編制、職員、設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例(条例第42号)

1 条例の概要

(1) 島根県児童福祉施設の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正

ア 引用する条項の整理

イ その他規定の整備

(2) 島根県幼保連携型認定こども園の学級の編制、職員、設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正

ア 引用する条項の整理

イ その他規定の整備

2 施行期日

公布の日から施行することとした。

◇知事の権限に属する事務の処理の特例に関する条例の一部を改正する条例(条例第43号)

1 条例の概要

農地法に基づく事務のうち、次の事務を大田市及び雲南市に権限移譲することとした。(第2条の表第31号関係)

- (1) 農地の転用の許可
- (2) 国又は都道府県等が農地の転用を行う場合の当該国又は都道府県等との協議
- (3) 国又は都道府県等が農地の転用を行う場合における協議に係る農業委員会への意見の聴取
- (4) 農地等の転用のための権利の設定又は移転の許可
- (5) 国又は都道府県等が農地等の転用のため権利を取得しようとする場合の当該国又は都道府県等との協議
- (6) 国又は都道府県等が農地等の転用のため権利を取得しようとする場合における協議に係る農業委員会への意見の聴取
- (7) 立入調査、測量又は物件の除去若しくは移転
- (8) 占有者への立入調査等の通知又は公示
- (9) 所有者等に対する損失の補償
- (10) 農業委員会又は農業委員会ネットワーク機構からの報告の徴取
- (11) 違反転用に対する監督処分
- (12) 違反転用に対する原状回復等の措置又は公告及び費用の徴収
- (13) 違反転用に対する措置の要請の受理
- (14) 農業協同組合法等の一部を改正する等の法律の規定による経過措置に係る農業委員会ネットワーク機構への意見の聴取

2 施行期日

大田市に係るものについては平成28年10月1日から、雲南市に係るものについては平成29年1月1日から施行することとした。

◇島根県公営企業の設置等に関する条例の一部を改正する条例（条例第44号）

1 条例の概要

発電所の設置（別表第1関係）

名 称	最 大 出 力
田井発電所	100キロワット

2 施行期日

平成28年8月1日から施行することとした。

議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成 28 年 6 月 24 日

島根県知事 溝 口 善兵衛

島根県条例第 39 号

議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例の一部を改正する条例

議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例（昭和42年島根県条例第35号）の一部を次のように改正する。

附則第 5 条第 1 項の表傷病補償年金の項及び同条第 2 項の表中「0.86」を「0.88」に改める。

附 則

（施行期日）

- 1 この条例は、公布の日から施行する。

（経過措置）

- 2 この条例による改正後の議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例（以下「改正後の条例」という。）附則第 5 条第 1 項及び第 2 項の規定は、平成28年 4 月 1 日（以下「適用日」という。）以後に支給すべき事由の生じた傷病補償年金及び休業補償並びに適用日前に支給すべき事由の生じた適用日以後の期間に係る傷病補償年金について適用し、適用日前に支給すべき事由の生じた適用日前の期間に係る傷病補償年金及び適用日前に支給すべき事由の生じた休業補償については、なお従前の例による。
- 3 適用日からこの条例の施行の日の前日までの間にこの条例による改正前の議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例附則第 5 条第 1 項及び第 2 項の規定により支給された傷病補償年金及び休業補償は、改正後の条例附則第 5 条第 1 項及び第 2 項の規定による傷病補償年金及び休業補償の内払とみなす。

島根県議会議員及び島根県知事の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成 28 年 6 月 24 日

島根県知事 溝 口 善兵衛

島根県条例第 40 号

島根県議会議員及び島根県知事の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例の一部を改正する条例

島根県議会議員及び島根県知事の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例（平成 6 年島根県条例第 11 号）の一部を次のように改正する。

第 4 条第 2 号ア中「15,300円」を「15,800円」に改め、同号イ中「7,350円」を「7,560円」に改める。

第 8 条第 1 号中「7 円 30 銭」を「7 円 51 銭」に改め、同条第 2 号中「365,000 円と 4 円 88 銭」を「375,500 円と 5 円 2 銭」に改める。

第 11 条第 1 号中「510 円 48 銭」を「525 円 6 銭」に、「301,875 円」を「310,500 円」に改め、同条第 2 号中「26 円 73 銭」を「27 円 50 銭」に、「557,115 円」を「573,030 円」に改める。

附 則

（施行期日）

1 この条例は、公布の日から施行する。

（経過措置）

2 この条例による改正後の島根県議会議員及び島根県知事の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例の規定は、この条例の施行の日（以下「施行日」という。）以後その期日を告示される選挙について適用し、施行日の前日までにその期日を告示された選挙については、なお従前の例による。

島根県立島根県民会館条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成 28 年 6 月 24 日

島根県知事 溝 口 善兵衛

島根県条例第 41 号

島根県立島根県民会館条例の一部を改正する条例

島根県立島根県民会館条例（昭和43年島根県条例第 1 号）の一部を次のように改正する。

別表の 1 の(1)の表中

円	円	円	円	円	円	を
34,030	45,380	56,720	68,070	90,760	113,460	
40,840	54,450	68,070	81,680	108,910	136,150	

円	円	円	円	円	円	に改め、別表の
32,260	43,020	53,780	64,530	86,040	107,560	
38,720	51,620	64,530	77,440	103,250	129,070	

1 の(2)の表中第 3 多目的ホールの項を削り、202会議室の項を次のように改める。

202会議室	1,910	2,550	3,190	4,150	5,420	6,380
--------	-------	-------	-------	-------	-------	-------

別表の 1 の(2)の表202会議室の項の次に次のように加える。

203会議室	1,620	2,170	2,710	3,530	4,610	5,430
--------	-------	-------	-------	-------	-------	-------

別表の 1 の(2)の表301会議室の項及び302会議室の項を次のように改める。

301会議室	6,330	8,440	10,550	13,720	17,940	21,100
302会議室	3,450	4,600	5,750	7,480	9,780	11,500

別表の 1 の(2)の表304会議室、307会議室又は308会議室の項中「、307会議室」を削り、同表306会議室の項を次のように改める。

306会議室	3,160	4,220	5,270	6,860	8,970	10,550
--------	-------	-------	-------	-------	-------	--------

別表の 1 の(2)の表306会議室の項の次に次のように加える。

307会議室	3,900	5,200	6,500	8,460	11,060	13,010
--------	-------	-------	-------	-------	--------	--------

別表の 2 の表中「11,530円」を「12,290円」に改める。

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、規則で定める日から施行する。ただし、次項の規定は、公布の日から施行する。

(準備行為)

- 2 この条例の施行の日以後の利用に係る島根県立島根県民会館の施設及び設備の利用の許可に関し必要な準備行為は、同日前においても行うことができる。

島根県児童福祉施設の設備及び運営に関する基準を定める条例及び島根県幼保連携型認定こども園の学級の編制、職員、設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成 28 年 6 月 24 日

島根県知事 溝 口 善兵衛

島根県条例第 42 号

島根県児童福祉施設の設備及び運営に関する基準を定める条例及び島根県幼保連携型認定こども園の学級の編制、職員、設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例

(島根県児童福祉施設の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正)

第 1 条 島根県児童福祉施設の設備及び運営に関する基準を定める条例(平成24年島根県条例第18号)の一部を次のように改正する。

第44条第 8 号イの表中「同条第 3 項第 2 号、第 3 号及び第 9 号」を「同条第 3 項第 3 号、第 4 号及び第10号」に、「外気に向かって開くことのできる窓若しくは排煙設備(同条第 3 項第 1 号に規定する国土交通大臣が定めた構造方法を用いるものその他有効に排煙することができるものと認められるものに限る。)を有する付室」を「付室(階段室が同条第 3 項第 2 号に規定する構造を有する場合を除き、同号に規定する構造を有するものに限る。)」に改める。

(島根県幼保連携型認定こども園の学級の編制、職員、設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正)

第 2 条 島根県幼保連携型認定こども園の学級の編制、職員、設備及び運営に関する基準を定める条例(平成26年島根県条例第46号)の一部を次のように改正する。

第19条第 3 項第 2 号の表中「同条第 3 項第 2 号、第 3 号及び第 9 号」を「同条第 3 項第 3 号、第 4 号及び第10号」に、「外気に向かって開くことのできる窓若しくは排煙設備(同条第 3 項第 1 号に規定する国土交通大臣が定めた構造方法を用いるものその他有効に排煙することができるものと認められるものに限る。)を有する付室」を「付室(階段室が同条第 3 項第 2 号に規定する構造を有する場合を除き、同号に規定する構造を有するものに限る。)」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

知事の権限に属する事務の処理の特例に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成 28 年 6 月 24 日

島根県知事 溝 口 善兵衛

島根県条例第 43 号

知事の権限に属する事務の処理の特例に関する条例の一部を改正する条例

第 1 条 知事の権限に属する事務の処理の特例に関する条例（平成11年島根県条例第45号）の一部を次のように改正する。

第 2 条の表第31号右欄中「出雲市」の次に「、大田市」を加える。

第 2 条 知事の権限に属する事務の処理の特例に関する条例の一部を次のように改正する。

第 2 条の表第31号右欄中「江津市」の次に「、雲南市」を加える。

附 則

（施行期日）

1 この条例中第 1 条及び次項の規定は平成28年10月 1 日から、第 2 条及び附則第 3 項の規定は平成29年 1 月 1 日から施行する。

（経過措置）

2 第 1 条の規定の施行の際農地法（昭和27年法律第229号）に基づき知事がした処分その他の行為で現にその効力を有するもの又は同条の規定の施行の日前に同法に基づき知事に対してなされた申請その他の行為のうち、同条の規定による改正後の知事の権限に属する事務の処理の特例に関する条例第 2 条の表第 31 号左欄に掲げる事務で同日以後においては大田市長が管理し、及び執行することとなる事務に係るものは、同日以後における同法の適用については、それぞれ大田市長のした処分その他の行為又は大田市長に対してなされた申請その他の行為とみなす。

3 第 2 条の規定の施行の際農地法に基づき知事がした処分その他の行為で現にその効力を有するもの又は同条の規定の施行の日前に同法に基づき知事に対してなされた申請その他の行為のうち、同条の規定による改正後の知事の権限に属する事務の処理の特例に関する条例第 2 条の表第 31 号左欄に掲げる事務で同日以後においては雲南市長が管理し、及び執行することとなる事務に係るもの

は、同日以後における同法の適用については、それぞれ雲南市長のした処分その他の行為又は雲南市長に対してなされた申請その他の行為とみなす。

島根県公営企業の設置等に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成 28 年 6 月 24 日

島根県知事 溝 口 善兵衛

島根県条例第 44 号

島根県公営企業の設置等に関する条例の一部を改正する条例

島根県公営企業の設置等に関する条例（昭和41年島根県条例第60号）の一部を次のように改正する。

別表第 1 中

三成発電所	キロワット 2,830	を
三成発電所	キロワット 2,830	に
田井発電所	100	

改める。

附 則

この条例は、平成28年8月1日から施行する。